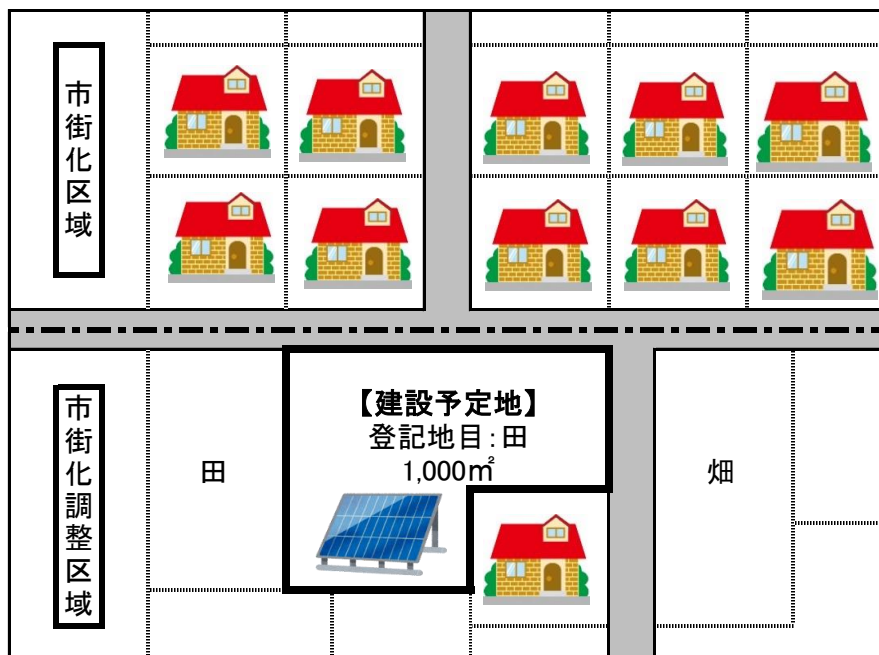


太陽光発電施設の設置に関する昨今の事例

- 太陽光発電施設の設置に当たり、行政としてどのような対応・対策をすべきか、ご意見を伺います。
- ・太陽光発電施設が次の場所に設置予定されています。設置に当たっては、該当する関係法令を遵守しており、法令上問題がありません。しかし、周辺住民は設置に当たって、環境への影響や景観上の問題を主張し、設置に反対の意向を示している状況です。

【事例1】

- ・市街化区域に接する市街化調整区域内の農地(休耕地)に太陽光発電施設の建設を予定している。
- ・定格出力49.5kW(ガイドラインに基づく届出の必要がない。)



【周辺住民の主張】

- ・ヒートアイランド現象
- ・反射光の影響
- ・騒音の影響
- ・電波障害の影響
- ・電磁波の影響
- ・景観上の問題
- ・雨水排水の対策
- ・設置後の維持管理

【関係法令】

- ・農地法
- ・景観法及び景観条例
- ・建築基準法
- ・都市計画法

【事例2】

- ・地すべり防止区域(都市計画区域外)の農地(休耕地)に太陽光発電施設の建設を予定している。
- ・定格出力49.5kW(地すべり防止区域であり、20kW以上のため、ガイドラインに基づく届出が必要)
- ・建設予定地は、傾斜地であり南側に傾斜している。



【周辺住民の主張】

- ・景観上の問題
- ・雨水排水の対策
- ・設置後の維持管理
- ・今後、住宅が太陽光発電施設に囲まれる懸念

【関係法令】

- ・農地法
- ・景観法及び景観条例
- ・建築基準法
- ・地すべり等防止法

【専門部会での主なご意見】

- ・太陽光発電施設が設置されている周辺へ新たに設置される場合は、景観上総量規制や何らかの規制を図るべきである。
- ・景観上、安全上など、改善策のチェックポイント(対応策、イラストや事業者側の努力など)を当事者間で活用できるようなツールを行政側で作成する。
- ・事業者が選定した場所は優良な設置場所であり、そのような場所を事前に市民出資型の太陽光発電施設を設置するように行政側が誘導する。
- ・市民出資型であれば、地域で景観・安全・維持管理など考慮し設置することになるので、条例など規制をすることなく、現行法令等の遵守により合意形成が図れる。
- ・住民説明会の実施で設置できてしまうと住民は不本意であるため、地元の合意が得られたら設置できるような明確なルールを設ける必要がある。